

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 秋田県秋田市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	77.3%
全職員	63.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.3%
本庁課長相当職	97.0%
本庁課長補佐相当職	96.2%
本庁係長相当職	92.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.4%
31～35年	93.7%
26～30年	91.9%
21～25年	91.7%
16～20年	90.2%
11～15年	90.4%
6～10年	94.7%
1～5年	94.6%

【説明欄】

- ・ 男性の72.4%は任期の定めのない常勤職員である一方、女性における任期の定めのない常勤職員は36.6%にとどまる。
- ・ 扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は90.6%である。
- ・ 管理職手当について、男性の支給割合が高いため、男性の支給額が多い。
(女性の管理職手当平均支給額は、男性の26.5%にとどまる。)

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。